

〔別紙1〕

- 「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和4年4月1日付け医政発0401第25号厚生労働省医政局長通知）
本文

新旧対照表

（下線は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="763 528 1088 608">医政発0401第25号 令和4年4月1日</p> <p data-bbox="237 651 555 823">各 〔都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長〕</p> <p data-bbox="551 906 969 986">厚生労働省医政局長 （公印省略）</p> <p data-bbox="282 1091 1039 1123">再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について</p> <p data-bbox="282 1230 338 1262">（略）</p> <p data-bbox="645 1278 678 1310">記</p>	<p data-bbox="1637 528 1962 608">医政発0401第25号 令和4年4月1日</p> <p data-bbox="1111 651 1429 823">各 〔都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長〕</p> <p data-bbox="1424 906 1843 986">厚生労働省医政局長 （公印省略）</p> <p data-bbox="1155 1091 1912 1123">再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について</p> <p data-bbox="1155 1230 1211 1262">（略）</p> <p data-bbox="1518 1278 1552 1310">記</p>

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 （略）

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 （略）

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。